

第24回（2023年度）島根県障がい者スポーツ大会
「卓球」競技会 開催要項

1. 目的

この大会は、障がいのある人が、競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいへの理解を一層深め、障がい者の社会参加促進に寄与することを目的とする。

2. 主催

島根県 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会

3. 共催（予定）

出雲市

4. 主管（予定）

島根県卓球協会 出雲市卓球協会

5. 後援（予定 順不同）

公益財団法人島根県スポーツ協会 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県身体障害者団体連合会 島根県手をつなぐ育成会 島根県知的障害者福祉協会 一般社団法人島根県精神保健福祉会連合会 島根県精神保健福祉士会 一般社団法人日本精神科看護協会島根県支部 島根県特別支援学校長会 出雲市教育委員会 出雲市スポーツ協会 出雲市社会福祉協議会 出雲市身障者福祉協会 出雲市手をつなぐ育成会

6. 協力（予定 順不同）

島根県聴覚障害者情報センター ボランティアの皆さま

7. 期日

2023年5月27日（土）

受付9：00～9：20 開会式9：25～ 競技開始 10：00～

8. 申し込み期限

2023年5月12日（金）

9. 会場

(1) 一般卓球：平田体育館

（出雲市西平田町16 TEL：0853-62-2804）

(2) サウンド・テーブル・テニス：サン・アビリティーズいずも

（出雲市今市町北本町3-1-20 TEL：0853-24-2040）

10. その他

上記以外の項目は、「島根県障がい者スポーツ大会全競技共通開催要項」による。

本件に関する送付先・問い合わせ先

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会

〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根5階

TEL：0852-20-7770 FAX：0852-32-5982

メール：info_office@spokyo.org

第24回（2023年度）島根県障がい者スポーツ大会
「卓球」競技会 実施要項

1. 競技規則

開催年度の（公財）日本パラスポーツ協会制定「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び同年度の（公財）日本卓球協会制定「日本卓球ルール」、並びに本大会の申し合わせ事項を適用する。

2. 参加区分

(1) 身体障がい者は、下記の競技区分で競技する。

①個人競技は、「卓球競技種目・障がい区分表」の3種目（障がい別・STT・全障がい）から1種目を選択する。

②団体競技は男女混合で、1チーム3名とし1名の補欠を置くことができる。

※障がい区分番号15を除く。

(2) 知的障がい者は、下記の競技区分で競技する。

①個人競技は、「卓球競技種目・障がい区分表」の2種目（障がい別・全障がい）から1種目を選択する。

②団体競技は男女別で、1チーム3名とし1名の補欠を置くことができる。

(3) 精神障がい者は、下記の競技区分で競技する。

①個人競技は、「卓球競技種目・障がい区分表」の2種目（障がい別・全障がい）から1種目を選択する。

②団体競技は男女別で、1チーム3名とし1名の補欠を置くことができる。

3. 服 装

(1) 運動に適した服装とする。

(2) ゼッケンは主催者が交付するものを使用し、競技用服装の背部につける。

4. 大会開始前練習時間

受け付けを済ませた後、開会式の開始10分前までは練習を許可する。（練習球は各自で用意すること）。

5. 招 集

(1) 招集は競技場内で行い、競技進行により放送で案内するので競技役員の指示に従う。

(2) 招集完了時間は試合開始の10分前とする。

6. 入 退 場

競技場への入退場は、競技役員の誘導により行う。

7. 競技方法

(1) 競技進行は、プログラムのとおりとする。

(2) 使用する球は主催者が用意する。

(3) 個人・団体競技とも原則としてトーナメント方式により勝敗を決める。ただし、参加人数によってはこの限りではない。

(4) 個人・団体競技とも5ゲームズマッチの3ゲーム先取により勝敗を決める。

(5) 個人競技終了後、団体競技を行う。

(6) 団体競技参加チームは試合ごとにオーダー用紙を提出する。

(7) 個人・団体競技とも3位決定戦は行わない。

(8) 団体競技について、人数を満たさない場合でもエントリーは可能だが、オープン試合とし、敗者（勝ち進めない）とする。

(9) サービスは、得点の合計が2ポイント増すごとに交代する。また双方が10ポイント

- になった時は、順序を変えず1ポイントごとにサービスを交代する。
- (10) 1ゲームごとにコートを変更する。最終ゲームでは、どちらかの選手が5点に達した時点でチェンジエンドとする。
 - (11) フリーハンド（ラケットを持っていない手の手首より先）がコートに触れても失点としない。ただし、コートを支えて打ったり、テーブルを動かしてはならない。
 - (12) 身体的理由により、主審の承認を得て、審判員が相手にサービスの仕方について変更を知らせた場合には、サービスの規定を緩和することができる。また、知的障がい者・精神障がい者についても、主審が対戦者の不利にならないと認めた場合、サービスの規定を緩和することができる。
 - (13) 車いす使用者は、シートから身体を離してプレーをしてはならない。また、プレー中にフットレストが床についた場合も失点とする。
 - (14) 車いす使用者が正しく出されたサービスをレシーブする際、ボールが①レシーバーのコートに触れた後、ネット方向に戻った場合、②レシーバーのコートに止まった場合、③レシーバーのコートに触れた後、どちらかのサイドラインを横切った場合は、ラリーはレットとなる。ただし、「レット」が宣言される前に打球した場合は、そのまま有効となる。

「一般卓球」

- (1) 5ゲームズマッチの3ゲーム先取により勝敗を決める。
- (2) 1ゲームの勝敗は11点先取とする。双方のポイント10-10以降は2ポイントリードした競技者を勝ちとする。
- (3) ネットの高さは、15.25cmとする。
- (4) トスの高さは16cm以上とする。
- (5) 使用球は主催者が用意し、(公財)日本卓球協会公認、ニッタクのプラスチック球(40mm、白球)を使用する。

「サウンドテーブルテニス (STT)」

- (1) 5ゲームズマッチの3ゲーム先取により勝敗を決める。
- (2) 1ゲームの勝敗は11点先取とする。双方のポイント10-10以降は2ポイントリードした競技者を勝ちとする。
- (3) 競技領域は、長さ8m、幅6m、高さ2.4m以上とする。ただし、会場によってはこの領域を確保できない場合もある。
- (4) 使用球は主催者が用意し、(公財)日本障がい者スポーツ協会公認プラスチック球を使用する。
- (5) 主催者が用意したアイマスクを着用する。
- (6) 認められた休憩時間、緊急中断を除き、競技は1マッチを通して継続的でなければならない。

卓球競技種目 障がい区分表

◎男女別・年齢区分別 △男女混合・年齢区分なし ▲男女別・年齢区分なし

| | | | 区分番号 | 障がい区分 | 個人競技 | | | 団体競技 |
|---------------------------------|---|----------------------|------|-----------------------------|------|-------------|------|------|
| | | | | | 障がい別 | S T T | 全障がい | |
| 肢体不自由 | 1 | 上肢障がい | 1 | 片上肢障がい | ▲ | | ▲ | △ |
| | | | 2 | 両上肢障がい | | | | |
| | | 下肢障がい | 3 | 片下腿切断、片下肢不完全 | ▲ | | | |
| | | | 4 | 片大腿切断、両下腿切断 片下肢完全、両下肢不完全 | | | | |
| | | | 5 | 片下腿・片大腿切断 両大腿切断、両下肢完全 | | | | |
| | | | 6 | 体幹 | ▲ | | | |
| | 2 | 脳原性麻痺以外で 車いす常用・使用 | 7 | 第8頸髄まで残存 | ▲ | | | |
| | | | 8 | 座位バランスなし | | | | |
| | | | 9 | その他の車いす | | | | |
| | 3 | 脳原性麻痺 | 10 | 車いす移動 | ▲ | | | |
| | | | 11 | 杖・松葉杖使用 | | | | |
| | | | 12 | 上肢に不随意運動あり | | | | |
| | | | 13 | 上肢に不随意運動なし | | | | |
| | | | 14 | 片側障がい | | | | |
| 視覚障がい | | | 15 | アイマスク有り | | ▲ | | |
| | | | 16 | アイマスク無し | ▲ | | | |
| 聴覚・平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、そしゃく機能障がい | | | 17 | 聴覚障がい | ▲ | | | |
| 知的障がい | | | 18 | 知的障がい | ◎ | | ▲ | |
| 精神障がい | | | 19 | 精神障がい | ◎ | | ▲ | |

※視覚障がいは視力・視野の程度に関わらず、アイマスクの有無で出場競技を分ける。

※区分15は団体競技に出場できない。

※区分15は主催者が用意したアイマスクを使用する。

※表中の「障がい区分」の欄に記載のある不完全とは、上肢または下肢の3大関節（肩・肘・手関節、または股・膝・足関節）のうち、1または2関節に機能障害があるものをいう。

※ は全国障害者スポーツ大会種目には含まれない。